



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 有害図書等の指定（青少年・児童家庭課） ..... 1
- 町営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課） ..... 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課） ..... 2
- 事業の認定（用地課） ..... 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） ..... 3
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） ..... 4
- 指定管理者の指定・2件（海岸防災課） ..... 4
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課） ..... 5

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） ..... 5

### 収用委員会事項

- 公示送達・6件 ..... 7

## 告 示

### 沖縄県告示第74号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成23年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号別	発行所名
雑誌	コミックメガミルク	vol. 8	株式会社コアマガジン
雑誌	実話マッドマックス	2月号	株式会社コアマガジン
雑誌	ナックルズデラックスアングラー	ミリオンムック10	ミリオン出版株式会社
雑誌	漫画実話ナックルズ	3月号	ミリオン出版株式会社
雑誌	怖い噂	vol. 8	ミリオン出版株式会社

2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 沖縄県告示第75号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、与那国町長から申請のあった与那国町久部良東地区（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金）の換地計画

について、平成23年2月17日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成23年2月28日から同年3月28日まで
- 3 縦覧に供する場所 与那国町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第76号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成19年沖縄県告示第120号で同意の認定をした佐敷加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成23年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

#### 沖縄県告示第77号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 起業者の名称 沖縄電力株式会社
- 2 事業の種類 上野配電塔新設工事
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 沖縄県宮古島市上野字宮国アツヅマ地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由
  - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について  
上野配電塔新設工事（以下「本件事業」という。）は、法第3条第17号に掲げる電気事業法（昭和39年法律第170号）による一般電気事業の用に供する電気工作物に関する事業に該当する。  
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について  
本件事業の起業者である沖縄電力株式会社は、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）附則第10条の規定により電気事業法第3条第1項の許可を受けたものとみなされる一般電気事業者であり、同法第18条に定められた電気供給義務を負っている。  
また、本件事業に要する費用については、自己調達資金により確保されていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。  
したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
  - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について  
ア 事業の施行により得られる公共の利益について  
本件事業は、宮古島市上野地区に配電用変電所（以下「配電塔」という。）である上野配電塔（以下「本施設」という。）を新設する事業である。  
宮古島市の電力需要は経済成長とともに増加しており、今後も電力需要の増加が見込まれる。特に、上野地区においては、リゾート施設等の建設及び雇用の拡大等に伴う人口の増加が見込まれることにより、顕著な電力需要増が見込まれている。  
現在、上野地区及びその周辺地域（以下「当該地域」という。）には、下地配電塔及び城辺配電塔（以下「既設配電塔」という。）から電力供給を行っている。平成21年度ピーク時の稼働率と設備容量を比較し、電力供給余力を検討した結果、既設配電塔の電力供給余力は合計で約6.1メガワット

であった。それに対して、当該地域の今後の電力需要は現在の需要量に加えて約15.6メガワット増加すると想定され、現在の供給力を超えることから、当該地域への安定した電力供給に支障をきたす恐れがあるものである。

本件事業はこのような状況に対応するため計画された。本件事業は既設配電塔の電力供給支障を未然に防止するとともに、当該地域への長期的に安定した電力供給体制を確立し、地域社会の発展に寄与するものである。

なお、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）による環境影響評価の対象外の事業であるが、起業者が任意で配電塔に起因する磁界について検討を行った結果、磁界については国際非電離放射線防護委員会のガイドライン値を大きく下回っていることが認められる。また、本施設には、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定施設の設置はない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

イ 事業の施行によって失われる利益について

本件事業に係る起業地内には、起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき動植物及び文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

当該地域への安定した電力供給を図るための方策については、現在当該地域に電力を供給している既設配電塔の増強工事も考えられるが、既設配電塔の事故時の電力供給対策及びリスク分散の観点から本施設の新設が計画されたものである。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、既設配電塔間の中間地点に位置し、既設送電線との連携が容易であることを踏まえた上で、社会的、技術的、経済的な条件をもとに3案を比較検討し、最も合理的な案を採用している。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

前述のとおり、当該地域の今後の電力需要は、既設配電塔の電力供給力を超え、安定した電力供給体制に支障をきたす恐れがあるため、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、事業に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべての土地が本件事業の用に半永久的に供されるものであることから、収用とすることに合理性があると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のことから、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足しているため、事業の認定を行うものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所 宮古島市総務課

沖縄県告示第78号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成17年沖縄県告示第403号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 うるま市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
  - (2) 名称 3・4・石12号石川西線
- 3 事業施行期間 平成17年6月7日から平成24年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第79号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成23年2月25日から同年3月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 真地久茂地線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	那覇市字真地165番2から 那覇市識名3丁目846番1まで	23.8m ~ 72.0m	1399.3m
新	那覇市字真地165番2から 那覇市識名3丁目846番1まで	24.8m ~ 72.0m	1399.3m

**沖縄県告示第80号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成23年2月25日から同年3月10日まで一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 川平高屋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	石垣市字川平556番1から 石垣市字川平812番2まで	12.0m ~ 33.7m	733.9m
新	石垣市字川平556番1から 石垣市字川平812番2まで	12.0m ~ 33.7m	733.5m

**沖縄県告示第81号**

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第6条の規定により、金武湾港宇堅海浜公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年2月25日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定管理者となる団体 株式会社T・K企画 那覇市安里2丁目7番14号ローズマンション602

2 指定の期間 平成23年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

沖縄県告示第82号

沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例（平成12年沖縄県条例第48号）第6条の規定により、中城湾港安座真海浜公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成23年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 一般社団法人南城市観光協会 南城市知念字久手堅541番地
- 2 指定の期間 平成23年 4月 1日から平成26年 3月31日まで

沖縄県告示第83号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成23年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 組合の名称 うるま市江洲土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市字江洲195番地
- 3 施行地区 うるま市字江洲仲原、江洲原及び前原の各一部
- 4 事業施行期間 昭和59年12月25日から平成26年 3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 昭和59年12月20日
- 6 変更の内容 資金計画の変更及び事業施行期間の延長
- 7 変更認可の年月日 平成23年 2月16日

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成23年 2月25日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年12月24日
  - (2) 商号名 沖縄環境サービス株式会社
  - (3) 代表者名 富岡武
  - (4) 所在地 沖縄市胡屋六丁目 8番 6号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第8246号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月24日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成23年 1月19日
  - (2) 商号名 有限会社宮平組
  - (3) 代表者名 下地浩光
  - (4) 所在地 宮古島市平良字東仲宗根482番地 4
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-17）第3295号、沖縄県知事 許可（般-17）第3295号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成22年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成23年 2月 1日
  - (2) 商号名 有限会社池原産業

- (3) 代表者名 池原信治  
(4) 所在地 島尻郡南風原町字津嘉山1601番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20) 第11391号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年1月5日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成23年2月1日  
(2) 商号名 仲一建設  
(3) 代表者名 仲宗根盛善  
(4) 所在地 沖縄市室川二丁目25番33号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19) 第537号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年1月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成23年2月1日  
(2) 商号名 栄建設  
(3) 代表者名 島袋栄太郎  
(4) 所在地 国頭郡今帰仁村字与那嶺528番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第8182号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年1月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成23年2月8日  
(2) 商号名 有限会社新起建設  
(3) 代表者名 新垣起則  
(4) 所在地 那覇市首里鳥堀町4丁目101番地3  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第8287号、沖縄県知事 許可(般-19) 第8287号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成20年12月25日付けで、那覇地方裁判所の破産手続開始の決定により解散した。
- 7(1) 処分をした年月日 平成23年2月10日  
(2) 商号名 琉球セメント株式会社  
(3) 代表者名 西村聰  
(4) 所在地 浦添市西洲二丁目2番2号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21) 第8693号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年1月28日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成23年2月10日  
(2) 商号名 有限会社海邦ベンダー工業  
(3) 代表者名 神谷弘隆  
(4) 所在地 豊見城市字金良435番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18) 第8704号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年1月31日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成23年2月10日

- (2) 商号名 ムトウ建設株式会社  
(3) 代表者名 武東愛一郎  
(4) 所在地 那覇市安謝1丁目23番1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22)第6041号、沖縄県知事 許可(般-22)第6041号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成23年2月10日  
(2) 商号名 株式会社かじや  
(3) 代表者名 名嘉義政  
(4) 所在地 島尻郡南風原町字兼城208番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第11201号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月3日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成23年2月10日  
(2) 商号名 有限会社澄弘  
(3) 代表者名 金城澄夫  
(4) 所在地 島尻郡八重瀬町字世名城787番地の2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-18)第6481号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成23年2月4日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

## 収 用 委 員 会 事 項

### 沖縄県収用委員会告示第3号

館田厚志 鹿児島県鹿児島市紫原二丁目47番8号 アップルハウス紫原 I 101号  
藤村義之 住所不明 ただし、本籍 大阪府大東市北条一丁目15番  
土地所有者不明 ただし、登記名義人羽地方祥 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人花城カメ 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡波平恵祥相続人亡波平メガンサ相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人本村玄憲 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人垣花泰賀 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人小禄玄加 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡小禄恵愷相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人下地恵邑 住所不明  
土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

宮古都市計画道路事業3・4・平3号大原線(その1)裁決申請等事件に係る平成22年9月3日付けの裁決書

(注意) 上記書類を受領しないときは、平成23年3月18日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年2月25日

沖縄県収用委員会

**沖縄県収用委員会告示第4号**

館田厚志 鹿児島県鹿児島市紫原二丁目47番8号 アップルハウス紫原 I 101号

藤村義之 住所不明 ただし、本籍 大阪府大東市北条一丁目15番

土地所有者不明 ただし、登記名義人羽地方祥 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人花城カメ 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡波平恵祥相続人亡波平メガンサ相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人本村玄憲 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人垣花泰賀 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人小禄玄加 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡小禄恵愷相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人下地恵邑 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

## 記

宮古都市計画道路事業3・4・平3号大原線（その2）裁決申請等事件に係る平成22年9月3日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年3月18日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年2月25日

沖縄県収用委員会

**沖縄県収用委員会告示第5号**

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡下地恵守相続人亡下地カマド相続人亡下地カナ相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡奥平恵祥相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡川満明恒相続人亡川満明守相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡伊志嶺弘子相続人 住所不明

当銘カメ 住所不明 ただし、本籍 沖縄県浦添市勢理客一丁目238番地1

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡富盛玄快相続人亡富盛玄侶相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡川満明業相続人

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡狩俣恵教相続人亡狩俣シゲ相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡平良平信相続人亡平良カマドメガ相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡名嘉真マツ相続人 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

## 記

宮古都市計画道路事業3・4・平3号大原線（その3）裁決申請等事件に係る平成22年9月3日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年3月18日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年2月25日

沖縄県収用委員会

**沖縄県収用委員会告示第6号**

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡下地恵守相続人亡下地カマド相続人亡下地カナ相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡奥平恵祥相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡川満明恒相続人亡川満明守相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡伊志嶺弘子相続人 住所不明  
當銘カメ 住所不明 ただし、本籍 沖縄県浦添市勢理客一丁目238番地1  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡富盛玄快相続人亡富盛玄侶相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡川満明業相続人  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡狩俣恵教相続人亡狩俣シゲ相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡平良平信相続人亡平良カマドメガ相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡名嘉真マツ相続人 住所不明  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

## 記

宮古都市計画道路事業3・4・平3号大原線（その4）裁決申請等事件に係る平成22年9月3日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年3月18日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年2月25日

沖縄県収用委員会

**沖縄県収用委員会告示第7号**

下地英雄 住所不明 ただし、本籍 長崎県長崎市西坂町87番地1  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡勝連盛起相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡奥平恵康相続人亡奥平カナガマ相続人亡奥平静子相続人亡長崎蒲三相相続人亡長崎ヒサ子相続人 住所不明  
下地富爾子 住所不明 ただし、本籍 兵庫県尼崎市今福一丁目2番地8  
石原克子 住所不明 ただし、戸籍附票上の住所 沖縄県那覇市辻町三丁目854番地  
石原恵美子 住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市平良字西里254番地  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡佐久田昌誠相続人亡佐久田昌信相続人亡佐久田カメ相続人 住所不明  
亡下地ハル相続財産 相続財産管理人不明 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡目取眞利廉相続人 住所不明  
与那原春毅 沖縄県那覇市壺屋2丁目13番14号丸秀ビル207  
土地所有者不明 ただし、登記名義人與那覇寛昆 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡天久恵榮相続人 住所不明  
土地所有者不明 ただし、登記名義人松川寛紀 住所不明  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

## 記

宮古都市計画道路事業3・4・平3号大原線（その5）裁決申請等事件に係る平成22年9月3日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年3月18日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年2月25日

沖縄県収用委員会

**沖縄県収用委員会告示第8号**

下地英雄 住所不明 ただし、本籍 長崎県長崎市西坂町87番地1  
土地所有者不明 ただし、登記名義人亡勝連盛起相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡奥平惠康相続人亡奥平カナガマ相続人亡奥平静子相続人亡長崎蒲三相続人亡長崎ヒサ子相続人 住所不明

下地富爾子 住所不明 ただし、本籍 兵庫県尼崎市今福一丁目2番地8

石原克子 住所不明 ただし、戸籍附票上の住所 沖縄県那覇市辻町三丁目854番地

石原惠美子 住所不明 ただし、本籍 沖縄県宮古島市平良字西里254番地

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡佐久田昌誠相続人亡佐久田昌信相続人亡佐久田カメ相続人 住所不明

亡下地ハル相続財産 相続財産管理人不明 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡目取眞利廉相続人 住所不明

与那原春毅 沖縄県那覇市壺屋2丁目13番14号丸秀ビル207

土地所有者不明 ただし、登記名義人與那覇寛昆 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人亡天久惠榮相続人 住所不明

土地所有者不明 ただし、登記名義人松川寛紀 住所不明

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けて下さい。

記

宮古都市計画道路事業3・4・平3号大原線（その6）裁決申請等事件に係る平成22年9月3日付けの裁決書

（注意）上記書類を受領しないときは、平成23年3月18日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成23年 2月25日

沖縄県収用委員会

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6 販売所 株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	--